

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東通1号機（26）、女川2号機（356）、柏崎刈羽6, 7号機（651）、浜岡3号機（2）、浜岡4号機（188）、志賀2号機（12）、島根2号機（195）、島根3号機（2）、東海第二（1323）、大間（2）」

2. 日時：平成31年2月13日 10時00分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、川崎安全管理調査官、止野上席安全審査官、中川上席安全審査官、宇田川主任安全審査官、片桐主任安全審査官、竹田主任安全審査官、宮本主任安全審査官、秋本安全審査官、角谷安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、皆川安全審査官、臼井廃止措置専門官

長官官房 技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門

堀田統括技術研究調査官

東北電力株式会社：原子力本部 原子力部 課長、他4名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 原子炉安全技術グループ
マネージャー、他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 課長、他1名

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力安全技術部 マネージャー、他1名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループ グループマネージャー、
他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 炉心・安全室 担当、他1名

5. 要旨

(1) 東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び電源開発株式会社（以下「BWR事業者」という。）から、重大事故等時の原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果の設定の考え方について、提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について、引き続き確認することとした。

- 原子炉格納容器からの漏えいを想定する箇所について、漏えいの可能性がある構成部をすべて網羅した上で抽出していることを整理して提示すること。
- NUPEC（原子力発電技術機構）試験において低電圧モジュールとフランジ・ガスケットのDF（捕集係数）の差が大きいことについて考察を提示すること。

○ N U P E C 試験と実機において想定される条件の相違が D F に及ぼす影響について考察を提示すること。

(3) BWR 事業者から、(2) について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

(1) 原子炉格納容器からの漏えいに関するエアロゾル粒子の捕集効果の設定について
(改訂 0)

以上